

## 資料 3 - 2 在 留 資 格 一 覧 表

### 活動に基づく在留資格

各在留資格に定められた範囲での就労が可能

< 入管法別表第 1 の 1 の表 >

< 入管法別表第 1 の 2 の表 >

- 外 交 (外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族)
- 公 用 (外国政府の大使館・領事官の職員等及びその家族)
- 教 授 (大学教授等)
- 芸 術 (作曲家、画家、著述家等)
- 宗 教 (外国の宗教団体から派遣される宣教師等)
- 報 道 (外国の報道機関の記者、写真家等)
- 投資・経営 (外資系企業の経営者・管理者)
- 法律・会計業務 (弁護士・公認会計士等)
- 医 療 (医師、歯科医師等)
- 研 究 (政府関係機関や企業等の研究者)
- 教 育 (高等学校・中学校等の語学教師等)
- 技 術 (機械工学等の技術者)
- 人文知識・国際業務 (通訳、デザイナー、企業の語学教師等)
- 企業内転勤 (外国の事業所からの転勤者で、上 2 つに同じ)
- 興 行 (俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等)
- 技 能 (外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属等の加工職人等)

就労はできない

< 入管法別表第 1 の 3 の表 >

< 入管法別表第 1 の 4 の表 >

- 〔 文化活動 (日本文化の研究者等)
- 短期滞在 (観光客、会議参加者等)
- 留 学 (大学、短期大学、専修学校 (専門課程等の学生)
- 就 学 (高等学校・専修学校 (高等又は一般課程)等の生徒)
- 研 修 (研修生)
- 家族滞在 (上記の教授から文化活動まで、留学から研修までの在留資格を有する外国人が扶養する配偶者・子)

個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる。

< 入管法別表第 1 の 5 の表 >

- 特定活動 (外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー及び技能実習の対象者等)

### 身分又は地位に基づく在留資格

活動に制限なし

< 入管法別表第 2 >

- 〔 永 住 者 (法務大臣から永住の許可を受けた者)
- 日本人の配偶者等 (日本人の配偶者・実子・特別養子)
- 永住者の配偶者等 (永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子)
- 定 住 者 (インドシナ難民、日系 3 世等)

(注 1) 「留学」、「就学」のように就労できない在留資格であっても、資格外活動の許可を受ければ、許可の範囲内での就労が可能 (入管法第 19 条第 2 項)。  
 (注 2) 入管法上の在留資格ではないが、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により特別永住者として本邦に永住を許可されている者についても、永住者同様に我が国での活動に制限はなく、在留期間も定められていない。  
 (注 3) 在留資格の後ろの ( ) 内は例示。